

令和二年五月射水市議会臨時会

市長提案理由説明要旨

本日、射水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご参集を賜り、お礼申し上げます。案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

はじめに、去る四月二十五日に、本市の名誉市民であります田中 たなか 利之 としゆき 様がご逝去されました。ここに、謹んで哀悼の意を表します。田中様におかれましては、ふるさと射水市に並々ならぬ郷土愛を注がれ、永年にわたり多大なるご寄附をもつて、市民の幸世の実現や、本市のまちづくりにお力添えを賜りました。

昨年十二月十五日に挙行いたしました、射水市名誉市民称号贈呈式における元気なお姿が昨日のように思い出され、これからも市勢の更なる伸展のため、ご尽力をいただけるものと信じておりましただけに、非常に残念でなりません。

引き続き、田中様のふるさとを愛する強いお気持ちを胸に刻み、市民の皆様、議会の皆様とともに、射水市の発展のため、全力で取り組んでまいりる所存であります。

さて、全国において、多くの感染者が確認されております新型コロナウイルス感染症につきましましては、県内においても感染者が急増し、お亡くなりになられた方が確認され

るなど、市民の皆様におかれましては、不安やご心配が高まっていることと思えます。

このような厳しい現実に立ち向かうべく、昼夜を問わず治療に当たっていただき、ありがとうございます。また、医師や看護師などの医療従事者の皆様をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただいております。皆様にご改めまして、心から感謝を申し上げます。

先月十六日には、政府により全都道府県を対象とする緊急事態宣言が発令され、富山県知事からは、県内外への不要不急の外出や往来の自粛、企業の皆様へのテレワークや時差出勤の実施など、まずは、人と人との接触機会を最大限に減らすこと、さらには、県内の遊興施設、運動・遊戯施設、劇場、商業施設等への、休業等の協力要請が出されるなど、感染拡大を一刻も早く食い止めるための取組がなされてまいりました。

また、五月四日には、緊急事態宣言の期間を五月三十一日まで延長する決定が政府においてなされたところであり、これを受け、県において、これまでの感染予防対策を継続した新しい生活様式の徹底等、社会経済活動との両立に配慮した今後の対応が示されたところであります。

本市におきましては、二月に「射水市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以降、日々状況が変化していく中、関係機関との連携を図りながら、小中学校・幼稚園の臨時休業、保育園の登園自粛をはじめ、公共施設の閉館や市主催の会議、イベント等の中止若しくは延期等を実施するとともに、市役所機能の維持のため、受付窓口への飛沫感染防止用シートの設置や職員の隔日による在宅勤務に取り組んでまいりました。

また、先月八日には、市民の皆様への感染拡大防止に係る市長メッセージを全戸配布させていただいたほか、緊急事態宣言を受け、十八日にはケーブルテレビにおいて、緊急のメッセージを発出させていただくなど、市民の皆様には、不要不急の外出、各種会合やイベントの自粛などにご協力をいただき、感染拡大の防止に努めてきたところであります。

引き続き、市民の皆様には、マスクの着用や手洗いの励行といった基本的な感染予防をはじめ、「換気の悪い密閉空間、多くの人が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面」といった三つの密を避けることを徹底していただくなど、一人ひとりが自覚を持って行動をしていただき、また、人権に配慮し、誤解や偏見に基づく差別が行われないよう改めてお願いをするものであります。

目に見えないウイルスとの長丁場の対応が予想される状況となっており、市民の皆様にはご不便や我慢をお願いすることとなりますが、ご自身やご家族の命を守ることを最優先に、国、県、市が発表する情報に基づき、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを基本とした冷静なご対応をお願いし、この難局を市民一丸となって乗り越えていきたいと考えております。

それでは、本日提出いたしました案件の概要について申し上げます。

議案第三十三号 令和二年度射水市一般会計補正予算（第一号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急経済対策等に伴う経費について、所要の補正を行うものであります。

まず、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた令和二年度第一次補正予算が先月三十日に成立したことを受け、全ての市民の皆様へ、一人当たり十万円を給付する「特別定額給付金給付事業」を実施いたします。市民生活部を中心に各部署応援体制のもと実施本部を立ち上げ、迅速かつ的確に、市民の皆様へ給付金をお届けす

ることができるよう最善を尽くしてまいります。

また、子育て世帯への生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり一万円を給付する国の「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」を実施いたします。

さらに、市独自の子育て支援事業として、子育て世帯の経済的負担を少しでも和らげるため、国の給付金事業とは別に、今回、児童手当の受給対象児童一人当たり一万円を給付するとともに、児童扶養手当の受給対象児童一人当たり五万円を給付する「射水市子育て世帯応援臨時給付金給付事業」を実施いたします。

次に、市独自の経済対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、極めて厳しい経営環境に置かれている市内中小企業等の皆様を資金面から支援するため、県の制度融資を利用される場合に、五十万円を上限額として保証料の全額を助成いたします。

また、「いみずがんばろうキャンペーン」と称し、市内飲食店の皆様に対して、テイクアウトや宅配事業に係る経費の補助を実施するとともに、クーポン券付きのチラシを発行し、多くの皆様に市内飲食店におけるテイクアウト等を利用していただく取組を合わせて実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県による休業等の協力要請に、全面的にご協力をいただいた事業者に対し、県と連携し支援をまいります。

これらに係る経費として、補正額としましては、九十七億七千二百四十五万五千円を増額し、予算総額を五百二十一億三千六百四十五万五千円とするものであります。

次に、議案第三十四号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に対し、国の取扱いに準じ、防疫等作業手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

また、報告案件としまして、地方自治法第七十九条の規定により、令和元年度射水市病院事業会計補正予算（第三号）について、射水市市税条例及び射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めます。

以上が本日提案いたしました案件の概要であります。

何卒、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。